

## 長野県社会的養育推進計画(R2.6 策定)に係る評価指標進捗状況一覧

児童相談・養育支援室

## 第2章 当事者である子どもの権利擁護

## (第1節 子ども自身がもつ権利と権利擁護(意見聴取・アドボカシー))

評価指標	目標値		取組状況				
	R6年度	R11年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
子どもアンケートにおいて、自分の意見が表明できていると回答した割合	R2年度アンケートより向上	100%	74.1%	—	—	—	73.0%

## 【総括】

いろいろな思いはあるけれども、なかなかそれを表に出さない(出せない)子どもが、持っている思い(意見)を引き出すための取組が十分でなかった。また、児童相談所の担当職員、施設職員、里親との関係を考えて意見を言うのをためらったり、または、意見を言うのをあきらめていたりして、なかなか本当の思い(意見)を出せずにいる子どもがいて、それが現在の結果に反映されているのではないかと考えられる。

## (第2節 一時保護改革に向けた取組)

評価指標	現況値	目標値		進捗状況				
	H30年度	R6年度	R11年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
一時保護所における1人当たりの平均保護日数(日)	24.7	22	20	28.3	25.6	34.3	32.9	30.9
一時保護委託における1人当たりの平均保護日数(日)	25.7	23	20	15.9	26.2	29.5	25.1	24.0

## 【総括】

本県における1人当たりの平均保護日数は、平成30年度と比較すると、令和6年度の1人当たりの平均保護日数は増えている状況。一時保護された子どもの次の対応(家庭復帰や里親等への委託・施設への入所等)を決めるまでの調整に時間を要する等の理由により、一時保護期間が60日を超えて長期化するケースが一定数発生していることから、1人当たりの平均保護日数が短縮されない状況が続いていると考えられる。

評価指標	現況値	目標値		進捗状況				
	H30年度	R6年度	R11年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
里親等への一時保護委託人数(人)	127	166	231	263	65	99	95	129
(参考)一時保護(見込)人数(人)	589	555	578	538	542	546	551	528

【総括】

里親等への一時保護委託については、年度によっては、同じ子どもがショートステイのように複数回にわたって同じ里親に一時保護委託されたケースがあったことにより、一時保護委託される子どもの数が200件を超える年度もあったが、最近では概ね100件ほどとなっている。里親等への一時保護委託に当たっては、児童相談所において、一時保護される子どもの生育環境や発達状況などを踏まえながら、里親等の家庭の状況も考慮していく(マッチング)していく必要があり、県では登録里親の数を増やしているものの、未だに登録里親の数が十分とはいえない状況。また、一時保護は予定外に発生することが一般的であり、里親家庭では、施設のように保護された子どもを常時受け入れることは難しい実情もあることから、里親等への一時保護委託が目標ほどには進んでこなかったものと考えられる。

### 第3章 子どもが家庭で暮らすための支援体制

#### (第1節 市町村の児童家庭相談体制の強化)

評価指標	現況値	目標値		進捗状況				
	R1年度末	R6年度	R11年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
県内の子育て世代包括支援センター設置市町村数	36 市町村	77 市町村	77 市町村	50	72	77	77	77
県内の子ども家庭総合支援拠点設置市町村数	15 市町村	77 市町村	77 市町村	21	31	42	57	57
ショートステイ・トワイライトステイ等の在宅支援事業の利用可能な市町村数	46 市町村	77 市町村	77 市町村	/	50	53	54	57

【総括】

「子育て世代包括支援センター」については、令和4年度に県内のすべての市町村(77市町村)に設置された。母子保健の分野の業務については、昭和40年の母子保健法の施行以前から市町村が担ってきた業務もあり、一定の歴史的な業務の積み上げがなされてきていることから、市町村の規模を問わず母子保健分野を担う「子育て世代包括支援センター」の設置については、比較的スムーズに進んだと考えられる。他方、「子ども家庭総合支援拠点」については、令和6年度末の時点で、すべての市町村への設

置ができなかった。こども福祉分野の業務は、市町村業務となった歴史が浅く(平成 16 年の児童福祉法改正から)、特に小規模な町村においては、市町村業務としての人材の確保を含めて定着が進んできていないことも要因と考えられる。

子育て短期支援事業については、県内でも実施している市町村が増えてきているが、アンケート調査の結果、事業の担い手を確保できないために事業が実施できないということや、事業にニーズがない(あるいは非常に少ない)と考え、事業実施に消極的となっていることが未実施市町村の課題として明らかになった。

## (第2節 児童相談所の強化)

評価指標	現況値	目標値		進捗状況				
	H31 年度	R6年度	R11 年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
児童相談所の児童福祉司定数(人)	57	国の定める配置基準以上		66	73	77	77	79
児童相談所の児童心理司定数(人)	20	国の定める配置基準以上		25	29	32	35	37

### 【総括】

児童相談所における児童福祉司や児童心理司の定数は、児童福祉法施行令等により基準が設けられている。県においも、基準に合わせた職員定数の見直しを行い、基準と同等以上の職員定数に見直してきたが、それに見合った職員の確保が十分にできていないために、現状では欠員も生じているところ。

### (参考)

- 児童福祉司:児童相談所の管轄区域の人口3万人に1人の配置(児童福祉法施行令第3条)
- 児童心理司:児童福祉司2人につき1人以上の配置(児童福祉法施行令第1条の4)

## (第3節 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築)

評価指標	現況値	目標値		進捗状況				
	H30 年度	R6年度	R11 年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
児童相談所が関与した県内の特別養子縁組の成立件数(件)	8	12	18	18	6	6	5	6

### 【総括】

令和2年度の実績は18件となったが、その後は10件に満たない状況が続いている。特別養子縁組が増えてこない要因の1つは、児童相談所におけるケースマネジメント体制が不十分だったこと、また、児童相談所において特別養子適格の確認の申立ができるようになったのは、令和2年4月の制度改正以降となるが、制度改正から年数が浅く、具体的事例の蓄積がほとんどなかったことが、現時点における結果の要因の1つと考えられる。

## 第4章 家庭と同様の環境における養育の推進

### (第2節 里親等への委託の推進)

評価指標	現況値	目標値		進捗状況				
	H30年度	R6年度	R11年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
里親登録者数	179	H30より 増加	R6より 増加	203	214	238	255	266
里親・ファミリーホーム 委託児童数(人)	98	134	236	114	115	112	118	119
里親・ファミリーホームへの 委託児童割合(%)	16.1	23.8	44.1	20.3	21.8	19.6	21.5	21.4

#### 【総括】

養育里親の登録数については、児童相談所や民間の包括的里親支援業務の委託先による各地域でのリクルート活動などにより、一定の水準で増加してきている。また、民間フォスターリング機関は、養育里親を新規にリクルートし、登録となった里親とのチーム養育によりこどもやその親を支援しているが、民間ならではの柔軟かつ継続的なリクルート活動により、近年の養育里親の増加に貢献しているところ。

さらに、令和4年度からは、里親登録に向けた審査のための諮問を行う「長野県社会福祉審議会児童福祉専門分科会里親審査部会」の開催回数を、年4回から年6回に増やしたことも、審査をこれまで以上に慎重に行う一方で里親登録の機会の拡大にもつながっており、里親登録数の増加の要因の1つとして考えられる。

他方で、里親等への委託児童の数については、令和2年度から110人前後で推移している状況。また、里親等委託率についても20%程度となっている状況。児童相談所において、里親等への委託について検討しても、実親(親権者)に反対されることにより、里親への委託ができないということが児童相談所からも指摘されており、そのことが里親等への委託が進まない要因の1つとして挙げられている。また、県内において里親制度への理解が十分でないこと、そして、そのことによって、里親にこどもを預けると「こどもをとられてしまう」という誤解を抱いているこどもの親が一定数いることが里親等委託の推進の妨げとなっている状況もあるところ。さらに、里親等委託を進めているなかで、児童相談所の援助方針と異なる事情で委託解除となる不調ケースの発生も、里親等委託率が伸びない要因の1つとなっている。

ただし、乳幼児に限れば、里親等委託率は全県で4割程度にまで進んでいる。また、児童相談所によっては乳幼児6割、小学生以上でも4割ほどの委託率となっており、一定の成果も見られるところ。

(第3節 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組)

評価指標	現況値	目標値		進捗状況				
	H30年度	R6年度	R11年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
乳児院・児童養護施設におけるグループホーム数	8	19	31	10	10	11	12	13

【総括】

グループホーム数が当初の目標に達しなかった要因の1つは、令和2年度以降に建て替えを行った施設において、それまでの大舎制からのユニット化を優先して行ったことが考えられる。また、ユニット内で何か問題が生じたときに、本体施設の敷地内で他の職員が即時にカバーできる体制をとるようにしている実情もあるところ。対応できる人材育成など小規模グループケア化そのものに課題を抱えながら取り組んでいるなかで、施設としての独立性が高いグループホームを設置し運営していくに当たっては、職員全体の成熟を待つ必要があり、現在のグループホーム数となっていると考えられる。

評価指標	現況値	目標値		進捗状況				
	H30年度	R6年度	R11年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
市町村要保護児童対策地域協議会の構成メンバーに、いずれかの乳児院・児童養護施設が参画している市町村数	12	44	77		22	25	28	35

【総括】

市町村要保護児童対策地域協議会に施設が参加する意義としては、専門的な助言をすることができること、子育て短期支援事業(ショートステイ)等の委託を受ける前の対象家庭の状況把握ができることのほか、入所することもや家庭のサポートでの連携・協力等が考えられるが、施設の所在地から遠方の市町村もあるなかで、入所することもへのケアも行いながら市町村要保護児童対策地域協議会に参画していくことは容易ではなく、市町村の側においても、施設が持つ専門性を活用できるという認識が十分理解されていなかったことが現在の結果となった。

## 第5章 子どもの自立支援の推進

評価指標	現況値	目標値						
	H30 年度	R6年度	R11 年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
代替養育を受けていた子どもの大学等進学率	32.4%	54%	全県の進学率と同水準	21.6%	35.0%	37.5%	39.1%	36.0% ★

### 【総括】

現在の計画における、代替養育を受けていたこどもの大学等進学率の目標値については、令和11年度までに、現在の計画策定当時の全県の進学率と同水準(約75%)とし、令和6年度については中間値となる54.0%を目標としてきた。代替養育を受けていたこどもの大学等進学率については、令和2年度が21.6%に対して、令和5年度は39.1%と上昇してきているものの、令和6年度においても目標値には到達しないと見込まれる。代替養育を受けていたこどもが進学を希望しているのであれば、進学をあきらめないためのサポートは必要となるが、施設入所児童には特別支援学校に通学しているこどもや特別支援学級に通っているこどもの割合も多く、目標設定に無理があるのではないかという指摘や、代替養育を受けたこどもが大学等に進学した後も、様々な問題(中途退学や生活上の課題)が生じており、大学等への進学をもって自立とはいえないのではないか、代替養育を受けたこどもの自立の状況を図る指標として適切なのか、という意見も出されている。

## 14 ひとりひとりのこどもに合わせた一時保護をするために取り組むこと

位置付け	目標の内容	R6年度現状	R7目標	R11目標
整備目標	一時保護所の定員数	30人	24人	24人
整備目標	委託一時保護が可能な乳児院・児童養護施設	すべての乳児院・児童養護施設		
整備目標	一時保護専用のユニットや空間を整備している施設	5施設	5施設	8～11施設
整備目標	常時、委託一時保護の打診が可能な里親の数	—	9世帯以上	30世帯以上
整備目標	委託一時保護が可能なファミリーホーム	5か所	5か所	15か所
整備目標	一時保護所職員に対する研修の実施回数	1回	各年度1回以上の研修実施	
整備目標	第三者評価を実施している一時保護所	すべての一時保護所（3年に1回）		

位置付け	指標の内容	R6年度実績
評価指標	一時保護所職員に対する研修の受講者数	14人
評価指標	1人当たりの平均保護日数	・児相保護分30.9日/人 ・委託保護分24.0日/人
評価指標	一時保護所の定員に対して、入所しているこどもの割合	71.61%
評価指標	一時保護となった保育所、幼稚園、学校に所属しているこどものうち、通学等を希望するこどもの割合及び実際に通学等ができたこどもの割合	—
評価指標	一時保護所における規則・ルールの定期的な見直しの状況	別添「一時保護所における規則・ルールの定期的な見直しの状況について」のとおり。

## 一時保護所における規則・ルールの定期的な見直しの状況について

R8.3 児童相談・養育支援室

### 1 概要

長野県社会的養育推進計画（後期計画）において、一時保護におけるこどもの権利擁護として、「一時保護所内の管理を目的とした規則（ルール）を最低限にするとともに、定期的な検討・見直しを行う。検討・見直しにあたっては、こどもの意見を踏まえることにし、可能な限り検討・見直しをこどもとともに実施する」こととしており、一時保護所の取組状況（令和6年度）を把握した。

### 2 一時保護所のルールについて（主なもの）

日課	毎日の学習や食事、工作・運動などの日ごとのメニューあり
面接	必要に応じて実施
生活	名前に「さん」を付ける、動きやすい服装など
持ち込み	危険な物や不要な物は持ち込めない (アクセサリ、携帯、ヘアピン、カッターなど)
余暇	ぬりえ、紙の使用、おりがみ、けん玉、テレビ視聴等について時間の指定や使用方法がある
危険防止	無断で保護所の外に出ない、携帯・スマホは持てない、こども同士で伝えてはいけないことがあるなど* *プライバシー保護やトラブル防止。住所、電話番号、学校名、家族や友達、恋愛の話等

### 3 一時保護所のルール見直し状況調査の結果について（概要）

中央児童相談所一時保護所	松本児童相談所一時保護所
<u>○一時保護所における管理を目的としたルールは最小限のものになっているか</u>	
令和6年度中に見直しはしたが、まだ最小限のルールになっていない。	令和6年度中に見直しはしたが、まだ最小限のルールになっていない。
<u>○ルールについて、定期的に検討・見直しを実施しているか</u>	
第三者評価の助言を受けて、毎月の係会でルールの検討・見直しを実施している。	月例のこども会議で意見が出たら、検討・見直しを行っている。
<u>○ルール見直しの検討結果及び検討後の対応とその理由</u>	
<p><u>※明確に、こどもの意見を踏まえた変更と整理できるものは次の欄にまとめて記載</u></p> <p><b>【私物の持ち込み】</b> ・自室のみ、ぬいぐるみなどの安心グッズの持ち込みを可とした。</p>	<p><b>【振り返り日課】</b> ・一律で実施（1日～3日程度）だったが、こどもごとに必要な課題を実施し、状態が安定すれば終了とする取り扱いに変更</p> <p><b>【日課】</b> ・一番最初に風呂に入るこどもは中庭で遊</p>

<p><b>【余暇の紙の使用】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・絵を描いたり調べものを書き写すことに使用する場合が多いが、個人情報の交換に使用される場合も多いことから使用には制限をかけている。令和6年度は、使用可能な枚数を増やしたり（1枚⇒2枚）、使用できる時間を増やした（15：30～17：15⇒25分延長）。</li> </ul>	<p>べなかったが、宿題時間を前倒して遊べるよう変更</p> <p><b>【こども間の手紙のやりとり】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護所では判断せず福祉司主体でケースに応じて判断することとした。</li> </ul> <p><b>【登校について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉司が個別に必要なかどうかを判断</li> <li>・判断材料として、登校手段、持ち物の管理、外部との連絡、職員体制など</li> </ul>
<p><b>○検討・見直しに際しては、こどもの意見を聞く機会を設けているか</b></p>	
<p>検討・見直しに際して、こどもの意見を聞く機会を設けている。</p> <p><b>【具体的な意見（主なもの）（）内は対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・TV録画ができる時間を拡大してほしい（22：30まで⇒23：00以降も可）（※アニメ・スポーツは可能とした）</li> <li>・DVD視聴に際しこどもがリモコンを操作できるようにしてほしい（※ルールをそのように変更）</li> <li>・DVD視聴時間の選択を30分か60分のいずれかでなく選択肢を増やしてほしい（※10分単位で最大60分までに変更）</li> <li>・日課でスポーツを増やしてほしい（※そのように対応）</li> <li>・レクリエーション遊具を増やしてほしい（※そのように対応）</li> <li>・パソコンやスマホ、ゲームを使用できるようにしてほしい（ルールは変更していない）</li> </ul>	<p>普段の生活の中でこどもから意見が出たときは、その都度職員間で検討している。</p> <p><b>【具体的な意見（主なもの）（）内は対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・TV録画には全体枠と個人枠があるが、全体枠で何を録画するか意見を聞いてほしい（※個人の録画枠での対応とした）</li> <li>・卓球は、日課の午後の活動では可能であったが、それ以外の時間でもしたい。（※余暇時間 午後3：45～5：45に当番制で卓球ができるようにルールを変更）</li> <li>・（上記変更後）夕食後にも卓球がしたい（※卓球はスペースが必要で卓球以外の過ごし方をしている方に配慮し、夕食後の実施は難しい旨回答した）</li> </ul>
<p><b>○今後の検討・見直しを実施する予定について</b></p>	
<p>検討・見直しを定期的実施し、その際はこどもの意見を踏まえたい。</p>	<p>不定期ではあるが検討見直しを実施し、その際はこどもの意見を踏まえたい。</p>